

## あいちの山里・離島移住促進強化事業業務委託先募集要項

### 1 事業概要

あいちの山里・離島移住促進強化事業業務委託基本仕様書のとおり

### 2 契約金額

8,165,080 円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とします。

### 3 契約期間

契約締結日から 2025 年 3 月 21 日（金）まで

### 4 応募資格

次の項目を全て満たす者としします。また、共同企業体（JV）形式での応募も認めますが、1 事業者が 2 つ以上の JV に重複し、もしくは JV に参加しながら単独での提案を行うことはできません。なお、JV の場合は、JV に参加するすべての者が応募資格を満たす必要があります。

- (1) 2024 年 5 月 1 日時点で、愛知県の「令和 6・7 年度入札参加資格者名簿」の「業務（大分類）03. 役務の提供等」に登録されている者であること。
- (2) 代表者が成年被後見人、被保佐人又は破産者でないこと。
- (3) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (4) 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成 24 年 6 月 29 日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）に基づく排除措置を受けていない者であること。
- (5) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定（一般競争入札の参加者の資格）に該当しない者であること。
- (6) 愛知県から、製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る資格停止措置を企画提案書受付期間に受けていないこと。

### 5 応募方法等

応募者は、別添「あいちの山里・離島移住促進強化事業業務委託基本仕様書」を踏まえ、別添「あいちの山里・離島移住促進強化事業業務委託企画提案書作成要領」に基づき、下記により企画提案書を提出してください。

#### (1) 提出書類

- ア 企画提案書表紙（様式 1）
- イ 企画提案書（任意様式（原則 A 4 判、8 枚以内））
- ウ 経費見積書（任意様式（A 4 判））

エ 業務実施体制（任意様式（A 4 判））

オ その他資料

- ① 法人の概要がわかる資料（パンフレット等）
- ② 法人の業務履歴（様式 2）
- ③ 社会的価値の実現に資する取組に関する申告書（様式 3）
- ④ J V 構成員名簿（J V の場合のみ）
- ⑤ 委任状の写し（J V の場合のみ）
- ⑥ 共同企業体協定書の写し（J V の場合のみ）

## （2）提出部数

紙媒体 7 部（正本 1 部、副本 6 部）

※ア並びにオ③、⑤及び⑥は、正本にのみ添付すること。

※提出後に、副本に係る電子媒体（PDF 形式）を下記 10 のアドレス宛て提出すること。

## （3）提出期限

2024 年 5 月 23 日（木）午後 5 時（必着）

## （4）提出先及び提出方法

愛知県総務局総務部市町村課地域振興室（愛知県庁本庁舎 4 階）

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号

持参又は郵送（配達証明に限る。）により提出してください。なお、持参いただく場合の受付時間は、平日の午前 9 時から午後 5 時までとします。

※ J V の場合は、J V を代表し提案の責任者として愛知県と連絡調整等を行う者を代表会社として指定し、代表会社が書類を提出してください。また、代表会社は J V 構成員に提案内容の全てを必ず確認してもらい、同意を得たものを提出してください。また、J V 構成員についても全ての添付資料を提出してください。

## 6 募集説明会の開催

応募を希望される方を対象に、以下のとおり説明会を開催します。出席は応募の必須条件ではありませんが、応募を希望される方は可能な限り出席してください。

（1）日 時 2024 年 5 月 7 日（火）午前 11 時から

（2）場 所 三の丸庁舎 会議室 802

（3）申込方法 法人名、所属・担当者名、連絡先（電話・メールアドレス）を明記し、2024 年 5 月 2 日（木）午後 5 時までに下記 10 のアドレス宛て電子メールで申込みしてください。その際、件名は「あいちの山里・離島移住促進強化事業説明会参加申込」としてください。

※申込人数の状況により、1 法人 1 名までとすることがあります。

## 7 応募に関する問合せ

応募に関して質問がある場合は、任意様式により、2024年5月9日（木）午後4時までに下記10のアドレス宛て電子メールで提出してください。その際、件名は「あいちの山里・離島移住促進強化事業業務についての質問」としてください。質問への回答は、2024年5月13日（月）までに、質問者に電子メールで通知するとともに、県のホームページに掲載します。

## 8 受託候補者の選定等

### (1) 選定方法

ア 別に設置する審査委員会において、別に定める評価基準に基づき、企画提案書により、応募者の能力及び企画提案の内容の総合的な評価を行い、最も優れた応募者を受託候補者として選定します。

イ 選定にあたっては、提出された企画提案書について、審査委員会においてプレゼンテーション（紙資料）及びヒアリングを行います。プレゼンテーション及びヒアリングの日時、場所は別途連絡します。

ウ 企画提案書を提出した者が5者を超える場合は、愛知県において書類選考を行い、上位5者をプレゼンテーション及びヒアリングの対象とします。

エ 書類選考及び審査委員会は非公開とし、審査の経過等審査に関する問い合わせには応じません。また、異議申し立ても一切認めないものとします。

オ プレゼンテーション及びヒアリングへの参加にかかる一切の経費は、応募者の負担とします。また、プレゼンテーション及びヒアリングに参加しない者については、企画提案書を取り下げたものとみなします。

### (2) プレゼンテーション及びヒアリングの開催

ア 日 時 2024年5月下旬（日時は後日指定します。）

イ 場 所 自治センター（詳細は後日指定します。）

ウ 説明時間 各者30分程度（説明20分、質疑応答10分を目安とします。）

### (3) 結果の通知

審査結果については、全企画提案者に対して電子メールで連絡します。文書での通知は、その後、できるだけ速やかに行います。

### (4) 契約

審査委員会において受託候補者として選定された者と契約上限額の範囲内で交渉の上、契約します。なお、契約が不調に終わった場合は、次点の者と交渉します。

## 9 注意事項

(1) 企画提案書の提出は、1者1案とします。

(2) J Vの代表会社及び構成員の変更は認めません。

- (3) 応募資格を有しない者の応募や、提出物に不備がある場合は、受理しません。
- (4) 応募及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。
- (5) 提出書類の作成及び提出に必要な経費については、各応募者の負担とします。なお、提出された企画提案書は返却しません。
- (6) 要求した内容以外の書類、図面等については受理しません。
- (7) 提出後の企画提案書の訂正、追加及び再提出は認めません。
- (8) 受託後の企画提案書に記載された実施体制（総括責任者、担当者等）の変更は原則認めません。
- (9) 提出された企画提案書については、愛知県情報公開条例に基づき、開示することがあります。
- (10) この要項に定めるもののほか、選定実施に係る必要な事項は、県が決定します。
- (11) 契約より前に、本件業務のために行った準備行為等に係る費用がすでに発生している場合、提案者はその費用を県に請求できません。

## 10 お問合せ

愛知県総務局総務部市町村課地域振興室 山村・離島グループ

電 話 052-954-6097 (ダイヤルイン)

052-961-2111 (代表) 内線 2323

電子メール [chiiki-shinko@pref.aichi.lg.jp](mailto:chiiki-shinko@pref.aichi.lg.jp)